平成２８年（フ）第２１４号
大津市衣川１丁目33番34号
債務者　高田　三弘
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２３８号
滋賀県草津市笠山２丁目６番45―101号、前住所栃木県さくら市氏家1457番地４
債務者　青柳　京子（旧姓足立・金子）
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２４５号
滋賀県湖南市三雲1496番地112
債務者　木村　太一
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２５５号
滋賀県草津市笠山２丁目４番17―102号
ヴィラ・ド・レステＡ
債務者　中村美華子（旧姓古川・北村）
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２５７号
滋賀県湖南市岩根中央３丁目55番地（206号）
債務者　西村ひとみ
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２６１号
滋賀県高島市今津町南新保443番地19
債務者　内田　有璃
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２６６号
大津市朝日が丘２丁目１―37　松風荘１号室
債務者　木田　　孝
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２７３号
滋賀県草津市大路３丁目５番43―102号
コーポオクムラ
債務者　西村　勝恵
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２８１号
滋賀県草津市野村１丁目13番７号　野村ハウス　208号、前住所滋賀県草津市平井４丁目５番18号　三上荘２号棟　13号
債務者　種田　　昇
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１５３号
滋賀県東近江市中小路町571番地２カリス204号室、前住所茨城県かすみがうら市下稲吉1817番地レジデンス市川201
債務者　堀内　敬夫
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第１５８号
滋賀県彦根市竹ケ鼻町688番地（Ａ―425号）、前住所滋賀県彦根市高宮町792番地１（307号）
債務者　三浦　亜紀（旧姓我妻）
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第３９号
滋賀県長浜市四ツ塚町250番地１
債務者　川崎うらら
1　決定年月日時　平成28年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２８年（フ）第４１号
滋賀県米原市三吉42番地、住民票上の住所滋賀県米原市三吉1030番地５
債務者　吉川　直和
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２８年（フ）第１３０号
鳥取県米子市新開４丁目６番33号、前住所鳥取県米子市皆生新田２丁目６番16号　101号
債務者　渡辺　末美
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第１３１号
鳥取県米子市新開４丁目６番33号、前住所鳥取県米子市皆生新田２丁目６番16号　101号
債務者　渡辺　由美
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第５０９号
広島市安佐北区亀山１丁目21番10―403号
債務者　小浦　和幸
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６８０号
広島県安芸郡熊野町呉地５丁目24番１号
債務者　千頭　秀人
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
広島地方裁判所民事第４部